

京都市告示第107号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科安朱緯100号線	山科区安朱馬場ノ西町30番地の6地先内	メートル 36.00	メートル 6.01 ~ 12.05
松尾御陵経51号線	西京区御陵荒木町20番地の7地先から同町19番地の3地先まで	47.50	6.00 ~ 11.49
大枝経137号線	西京区大枝塚原町5番地の329地先から同町5番地の203地先まで	64.90	6.00 ~ 12.10
小栗栖緯40号線	伏見区小栗栖中山田町42番地の3地先から同町43番地の2地先まで	105.40	6.00 ~ 9.20
淀229号線	伏見区淀水垂町489番地地先から同町330番地の2地先まで	78.10	6.50 ~ 16.20
淀230号線	伏見区淀水垂町256番地地先から同町330番地の2地先まで	74.80	5.00 ~ 14.80
淀231号線	伏見区淀下津町140番地の13地先から同町140番地の14地先まで	45.80	6.01 ~ 12.08

(建設局土木管理部道路明示課)